



# あんど



「すごいなあ」「おおきいねえ」～少年・少女よ、大志を抱け！〔国の安寧を願う聖徳太子像〕  
～太子道をはじめとして聖徳太子に因む歴史・文化遺跡に恵まれる安堵町からの発信です。

## 平成30年 5月臨時会・6月定例会

審議案件（5月臨時会・6月定例会）	2・3
一般質問（6名の議員が一般質問を行いました）	4～9
新議会構成	10

## 平成30年 5月臨時会

5月臨時会は5月7日のみ1日間の会期で開きました。  
 条例改正及び補正予算7件を審議し、承認、可決しました。

### 審議案件

#### 《町長提案》

##### 専決処分〈条例改正〉

○安堵町税条例の一部を改正する条例

〔満場一致 承認〕

①特別徴収税額通知を書面により送付する場合は当面マイナンバー記載を行わない

②新築住宅、公害防止施設、再生可能エネルギー発電施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を延長（平成32年3月31日まで）

専決日：平成30年3月31日  
 施行日：平成30年4月1日

○安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔満場一致 承認〕

①国民健康保険税の基礎課税限度額の引き上げ

②保険税の均等割・平等割の5割及び2割軽減対象者に係る所得基準額の引き上げ

専決日：平成30年3月31日  
 施行日：平成30年4月1日

○安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔満場一致 承認〕

運営に関する基準の改正に伴う引用項の整備

専決日：平成30年3月30日  
 施行日：平成30年4月1日

○安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔満場一致 承認〕

放課後児童支援員の資格要件の拡大等

専決日：平成30年3月30日  
 施行日：平成30年4月1日

##### 専決処分〈補正予算〉

○平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

〔満場一致 承認〕

平成27年度臨時福祉給付金事業費  
 国庫精算返戻金（繰越分）

・補正額 174万円  
 ・総額 33億6874万円

専決日：平成30年4月4日

##### 条例改正

○安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例

〔満場一致 可決〕

教育認定子ども（1号認定子ども）について一部の利用者負担の上限月額を引き下げ

施行日：公布の日から施行、平成30年4月1日から適用

##### 補正予算

○平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

〔満場一致 可決〕

拠点施設実施設計委託費

・補正額 540万円  
 ・総額 33億7414万円

〈地方債補正〉  
 歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業  
 ・限度額 480万円

## 平成30年 6月定例会

6月定例会を6月5日から15日まで11日間の会期で開きました。

専決処分、条例改正、補正予算など8件を審議し、承認、可決しました。  
 一般質問には、6名が当面する町政課題について答弁を求めました。

### 審議案件

#### 《町長提案》

##### 報告

○平成29年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額 1億5573万4千円  
 (財源内訳)

国庫支出金 2537万8千円  
 町債 1億1310万円

一般財源 1725万6千円  
 (事業名)

・道路改良事業  
 ・下水道事業特別会計繰出金

・町立学校大規模改造事業(空室調整備)  
 ・体育館改修事業

○平成29年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額 1400万円  
 (財源内訳)

国庫支出金 350万円  
 町債 1040万円

一般財源 10万円  
 (事業名)

・公共下水道事業

##### 専決処分〈補正予算〉

○平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

〔満場一致 承認〕

前年度繰上充用金を増額補正  
 ・補正額 6458万1千円  
 ・総額 10億1648万1千円  
 専決日：平成30年5月31日

○平成30年度安堵町住宅新築資金等  
 貸付事業特別会計補正予算(補正  
 第1号)

〔満場一致 承認〕  
 前年度繰上充用金を増額補正  
 ・補正額 2491万6千円  
 ・総額 2625万7千円  
 専決日：平成30年5月31日

条例改正

○安堵町税条例の一部を改正する条例

〔満場一致 可決〕  
 中小企業の生産性革命の実現のため、町の認定を受けた中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産に係る固定資産税をゼロとする特例措置を創設。(平成32年度まで)  
 施行日：公布の日から施行、生産性向上特別措置法の施行の日から適用

補正予算

○平成30年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)

- 〔満場一致 可決〕
- ①安堵町地域の芸術環境づくりシンポジウム開催事業
  - ②個人番号カード発行委任事務負担金
  - ③「日新湯」給湯器修繕(総合セ)

タービビき  
 ④歴史文化・観光ゾーン拠点施設整備事業  
 ・補正額 1億8072万9千円  
 ・歳入歳出総額 35億5486万9千円

⑤夜間中学校教育費負担金

〈地方債〉  
 歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業  
 ・限度額 1億5060万円

○平成30年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)

〔満場一致 可決〕  
 ①トーク安堵カルチャーセンター施設改修工事  
 ・補正額 588万8千円  
 ・歳入歳出総額 35億6075万7千円

契約締結

○安堵町立安堵小学校大規模改造(空調設備)工事の請負契約の締結

〔満場一致 可決〕  
 安堵小学校大規模改造(空調設備)工事の請負契約の締結  
 ・契約の相手方 福井水道工業株式会社  
 ・契約の金額 7290万円  
 ※安堵中学校も小学校と同様に空調設備工事が実施されます。

委員会報告

総務産業建設常任委員会

委員長報告 大星成司

◎歴史文化・観光ゾーン拠点施設の概要について  
 目的 安堵町の魅力を感じられるように、観光資源を活かしたPRをし、町の観光づくりの拠点とすること。

運営 町の活性化を目指し、文化(観光)を拠点とした住みよいまちづくりに関わっていききたい、という安堵町商工会の意向と、安堵町総合計画の考えが一致していることを確認した。  
 1階は商工会、観光ボランティアの会等の活動の拠点とする。  
 当該施設は災害時の避難所を兼ねるため、敷地内に災害時トイレシステムを完備し、2階に畳、毛布等を床下収納する。なお、運営については、商工会が中心となり、東安堵南大字を交えて、協議しながら活用されていくことを確認した。

文教厚生常任委員会

委員長報告 田中幹男

◎センタービビき「日新湯」の修理と今後の運営計画について  
 給湯器修繕の概要及び「日新湯」の今後の運営計画について、担当課から説明を受けた。

今年2月、設置している3基のうち1基の故障が判明した。旧給湯器は、関係法が改正され、基準に達しないため、取り替える必要がある。  
 今後、町は、長寿命化計画を策定し、適切な維持管理を検討していくとし、「日新湯」を継続という考えになれば、利用者の減少、公営住宅内で風呂を設置している世帯が見受けられ、浴槽規模を減少する等必要性も考えることが当然であり、経費の削減も考慮されなければならない。また、生活様式の変化とともに、当該浴場は、住民がコミュニケーションを図る憩いの場でもあることから、町の施策(財政負担等)を鑑み、今後の存続について、廃止の方向性も含め、検討していくことの必要性を確認した。

福井 保夫 議員



## Q. 2020年から完全実施される新学習指導要領について

### A. 本年度より2年間は先行実施期間と位置づけ、柔軟に対応します

**問** 広陵町では、新学習指導要領に対応するため、今年の夏から小・中学校の夏休みを一週間短縮するそうです。また、小・中学校に合わせる形で、同町の幼稚園も同様に短縮するそうです。安堵町は2020年に向け、何か対策をしますか。

**答** **教育次長** 新学習指導要領は、平成29年3月に告示され、全面実施は小学校で2020年、中学校は2021年となります。今回の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くため、資質・能力の一層確実な育成を大きな目的とし、その際、「子どもたちに求められる資質・能力とは何か」を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が求められ、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことが期待されます。また、授業改善の視点として、「主体的・対話的で深い学び」の実践・推進が求められます。特に小学校外国語科の導入により、2020年度には3年生から6年生で実質年間35時間の授業時数の増が必要とされ、それぞれの市町

村や学校が工夫を凝らす必要があります。広陵町では、2018年度・2019年度の先行実施期間に夏休みを短縮して授業時数を図っていく方針です。

安堵町立学校では、平成29年度より、管理職や担当教諭が各教科ごとに伝達講習を受講し周知徹底期間として取り組み、準備を進めてきました。本年度より2年間は先行実施期間として位置付けています。安堵小学校では、先行実施期間には時間割を工夫して、外国語活動として3年生・4年生では、年15時間の授業時数を確保し、5年生・6年生では、年50時間の授業時数を確保しています。また、完全実施となる2020年には時間割をさらに見直して、工夫を加え、週1コマ（1時間）の完全増を図ることで、3年生・4年生では外国語活動で年間35時間、5年生・6年生では外国語科で年間70時間授業時数の確保に努めていきます。

広陵町のように、先行実施期間の対応を、夏期休業を利用した授業日数増を図る方策ではなく、安堵町では現時点

では年間を通じて時間割の中で週1コマ（1時間1145分）増の工夫を図る対応を講じたと思います。今後、新学習指導要領の完全実施に伴う余裕のある授業日数・時数確保の再評価と学習施設整備・環境の変化、学力向上の課題、教職員の働き方改革の動向等を見極め、柔軟に対応していきます。

**福井議員** 広陵町の状況をみながら、また、他の市町村、県外も含め色々な方法を参考にし、先生の仕事負担の問題もあります。教育委員会・先生方・PTA等と検討し、安堵町に合った方法で実施してほしいと思います。

**Q**、地方公務員の副業について検討しては  
**A**、許可基準を満たせば許可しています

**問** 神戸市で先行する取組で、地域貢献に関係するものに限定されますが、生駒市でも実施されています。安堵町でも検討してみていますか。

**答** **総務課長** 地方公務員の場合は、自治体の規則等で許可基準を定めることができるため、安堵町においては、職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和35年安堵村規則第1号）で任命権者の許可基準を定めています。神戸市及び生駒市では、報酬を得て地域活動に従事する際の基準を明確化しました。

具体的な例としては、NPO活動や子どもたちへのスポーツ指導です。安堵町としても、町職員から許可基準を満たすような申請があれば許可しています。現在の申請者は、商業統計等に従事する者に限られています。町職員によりスポーツ分野及び地域貢献が活性化されることを願っています。

**福井議員** NPO活動や子どもたちへのスポーツ指導等に関しては、職員のみならずの特長・特性を調査し、今後の活動に生かしてほしいと思います。

**【その他の質問】**  
「ふるさと納税について」

松田 和代 議員



### Q.空き家に対する今後の対策について

### A.引き続き適正な管理・利用促進等に積極的に取り組みます

**問** 危険な空き家の所有者

に対し市町村が撤去や修繕などを命令できる「空き家対策特別措置法」が全面施行されています。この特措法では地震などで倒壊の恐れがある著しく不衛生で有害、管理されず景観を損なう周辺の生活環境の保全のため放置が不適切などの空き家を「特定空き家等」と定義するとなっています。

特定空き家に立ち入り調査し、撤去や修繕に向けて所有者などに指導や勧告、命令することが出来るようになります。所有者が命令に応じない場合、行政代執行による強制的な解体、撤去が可能になりました。

町の人口は各年4月1日現在平成26年7798人、27年7712人、28年7586人、29年7530人、30年7493人と毎年減少傾向にあります。一方65歳以上の人口は5年で約230人増加しています。このようになれば空き家

がますます増加します。現在の各大字の空き家の軒数、また今後の対応について伺います。

**答** 総合政策課長 近年の人口減少や少子化、核家族化により、全国的に年々空き家等が増加しています。当町におきましても、法の趣旨に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、本町が取り組むべき対策の基本的な方針を定めた、「安堵町空家等対策計画」を平成29年に策定しました。

平成26年の各大字調査では、町内で92軒の空き家がありました。その後、水道の開栓、現地調査を行い、73軒が空き家であると判定しました。大字毎では、あつみ台4軒、かしの木台2軒、笠目19軒、窪田8軒、若草の里3軒、柿の里5軒、小泉苑12軒、新法隆寺・興人7軒、西安堵1軒、東安堵南9軒、東安堵3軒、岡崎0軒です。

また、今後の対応につきましては、引き続き空き家の適正な管理や、利用促進及び相談窓口の周知等に積極的に取り組んでまいります。

**問** 空き家になった場合は、不動産会社と連携を取って対応する方法もあると考えられますが、どのように考えていますか。

**答** 区長のみなさまや関係機関と密に連絡を取りながら、引き続き情報共有し、実態把握を行っています。

当町では、平成26年から町指定空き家総合相談窓口として、空き家問題を専門的に取り扱う「NPO法人空き家コンシェルジュ」と連携しています。空き家を継続して維持していくのか、売却や賃貸するのかなどまずは、所有者や権利者の意向を把握することとしていきます。その中で、不動産会社や建物管理会社などそれぞれの専門家の紹介などの対応をし、解決に繋がっています。

**松田議員** 特に旧大字については、行事住民とのつながり等、いろいろな事情がありますので、なかなか買手がつかないと思います。今後、空き家については、周辺の生活環境の保全のため、区長、自治会長と連携を取りながら適切な対応をお願いします。



浅野 勉 議員



## Q. 安堵小学校の「2分の1成人式」の開催の意義について

### A. 子ども達の成長を確認できる学習機会である

**問** 最近、全国の多くの小学校では、成人式を迎える年齢の半分の年齢である10歳を記念とした「2分の1成人式」を4年生の在学期間中に開催しています。

① 児童達の発達心理学上の10歳という段階について

② 安堵小学校の学校行事として「2分の1成人式」開催の意義とその効果について

以上の2つの質問をします。

**答 教育次長** まず①の質問ですが、発達心理学の観点では、9歳から10歳という年齢は、成長の節であり、子どもから大人への階段を上りかける非常に重要な心の変化が起こる時期と考えています。

自分をみつめ、他者との関係をみつめたり、社会の営みについて考え、また抽象的な思考ができる児童が増えてきます。一人でできるが増えてくる一方、複雑な悩みや葛藤を抱えやすくなる時期であるといわれています。

を抱えやすくなる時期であるといわれています。

**浅野議員** この時期は、学校現場においても、学習内容は、質・量共に増える学年です。具体的には、4年生の国語科では、必修漢字が増え、算数科では、内容も単位も複雑になる「メートル法」の単元学習がはじまります。

児童達と地域社会との関係である社会教育の中でも、大人の適切なサポートにより大きく飛躍・成長できるようにする時期といえます。

では、続いて②の質問について答弁をお願いします。

**答** 安堵小学校では、4年生の総合的な学習の時間で、テーマを「つながり」と定めた学習を一年間取り組めます。

この「つながり」という学習は、世界の人々から始まり、

障害のある人々とのつながりを学習し、3学期に「いのちのつながり」へと発展させます。自分が、10歳になるまでに、どれだけ多くの人とつながり、家族や周りの人たちの思いの中で成長してきたのかを振り返る機会と位置づけています。

「2分の1成人式」は、このような一連の学習のまとめとして、例年4年生の3学期の参観日に開催をしています。

**浅野議員** 安堵小学校の「2分の1成人式」開催の意義と目的がよくわかりました。

なお、開催に当たり、各家庭環境にも、きめ細やかな配慮が必要になります。全国的な統計によりまずと、保護者もこの学校行事にたいして、高い関心と評価を示し、参加者の77.3%が満足したと回答し、「子どもが、誕生してから10年間を親子で振り返ることができて良かった。」

という感想も寄せられています。

これからも、安堵小学校の「2分の1成人式」が、保護者の絆を深め、地域社会とのつながりを強めていく学校行事になることをお願いして、この質問を終わります。



安堵小学校の校舎

**【その他の質問】**  
「新学習指導要領における安堵小学校の英語科について」

田中 幹男 議員



### Q.就学援助金の入学前支給について

### A.平成 31 年 4 月の入学予定者に対して、入学前に支給の準備中です

**問** この問題は昨年も質問させて頂きましたが、その後全国的には入学前支給が大きく広がってきています。その後、安堵町の取組について伺います。

この問題は共産党の畑野議員や田村議員が国会で何度も質問に立ち、文部科学省は昨年3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生の入学準備金を増額し、支給は小学校入学前でも可能とする通知を各県教育委員会に出しておられます。

小学校は一人4万6000円、中学生では4万7400円となり、前年度比で倍増となります。援助を必要とする時期に、速やかに支給できるように、条項を一部改正し、これまで児童又は生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学対象者を追加これにより中学校入学前だけでなく、小学校入学前でも支給できるようになっています。どうか前向きな答弁をお願いしたいと思います。

**答** 教育次長 準要保護世帯への新入学の学用品費の就学援助につきまして、その支給時期を入学前に行うとする市町村が増えていきます。金額につきましても小学生一人4万6000円、中学生で4万7400円で、国の方で基準が増額されたということです。

安堵町におきましても、30年度に入学した児童・生徒から、この基準に増額しています。なお、支給時期ですが、奈良県内でも平成30年4月の入学者に対して市町村は4市町から16市町村に増えています。

このような状況を踏まえて、安堵町でも平成31年4月の入学予定者に対して入学前に支給する予定で、現在準備を進めているところです。

**問** 31年度から実施されるということですが非常に喜ばしいことだと思えます。

今、日本の教育にかける

国庫負担は先進国で一番低くなっています。親の負担は大変大きなものとなっています。今政府でも保育園の3歳児以上の保育料を無料とする話も出されています。今後、教育にかける親の負担が少しでも減るよう援助をお願いします。

前所得の確定が難しいということでも入学前支給がされてこなかったと思いますが、それはどういう形で確定されるのかお聞きしたいと思えます。

**答** 教育次長 入学前支給ということになりますと、通常前年度所得を参考に判断していましたが、入学前の支給3月に支給する予定ですが、これにつきましては前々年度の所得で判断させていただきます。

**田中議員** 少しでも親の負担が軽くなるよう、今後ともよろしく願いして質問を終わります。



島田 正芳 議員



## Q. 小泉苑団地の大雨降雨時の溢水問題について

### A. 県郡山土木事務所の詳細な原因調査の実施、 歴年にわたる町の高圧洗浄工事、自治会会員 による側溝の清掃等を着実に進めています

**問** ①小泉苑の溢水問題は奈良県の内水対策として、取り組んでいただくことになっていますが、現在何処までどの様な方向に進捗していますか？

②何十年、安堵町が取り組んできて、解決の糸口さえ掴めずに今日に至っています。基礎調査等全て奈良県に任せて、前に進められない問題ではないと思います。安堵町として今後、奈良県をどの様にサポートして行こうと考えておられるか、伺います。

**答** 産業建設課長 一つ目の基礎調査の現在の進捗状況ですが、昨年12月に郡山土木事務所が進めていた小泉苑地区の浸水原因の調査が完了しましたので、調査の内容等地元説明会を開催させていただきました。

主な内容は、団地の北側エリアと南側エリアでは、原因が異なることが調査の結果から判明しました。

まず、北側エリアは、上流

からの流入量が排水量を超えることが原因であると判明しました。また南側エリアは、団地内の降雨量が排水能力を超えることが原因であると判明しました。

この説明会の中で、住民の方々からも活発な意見が出されました。

今後、この調査結果及び地元からの意見を踏まえ、対策方法を郡山土木事務所、小泉苑自治会と共に検討を進め、できることから実施してまいりたいと考えています。

二つ目の質問ですが、この溢水問題につきましては、当町だけの問題ではなく、上流部の大和郡山市も大きく関係することから、奈良県、大和郡山市、当町と協力し、進めていくことが一番大事なことと考え、再三にわたり、県と協議を重ねてまいりました。

結果、内水問題の解決に向けて県が主体的に取り組んでいただくこととなり、郡山土木事務所におきまして、小泉苑地区の浸水原因の調査を行っていただいたのもこの一

例です。

現在、当町としましては、道路排水の排水能力を高めるため、高圧洗浄を実施しています。

大和郡山市におきましては、上流部の田を利用して、田んぼダムを促進していただいています。これは畦を高くして田んぼの貯留量を増やし、下流への流出を少なくする事業に務めていただいています。

県におきましては、郡山土木事務所を中心に岡崎川の治水対策・内水対策を進めていただいているところです。

また、小泉苑自治会におきまして、道路側溝清掃や雨水を溜める対策に協力いただいているところです。

この様に、それぞれができることから順に実施し、この溢水問題が解決していくように努力してまいりますので、議員各位におかれましてはご理解ご協力をお願いします。

**島田議員** 何十年にも亘り、溢水問題が解決に至ら

ず今日までできています。東側水路の中心までが、行政界であると私はずっと思っていました。現在は、椎木町の役員さんも交代され、私と同じ考えの方もおられると聞いています。

過去においては、小泉苑の住民のために、安堵町は何度も工事の準備をされましたが、合意を得られず、解決できずに現在に至っています。住民の方々はじくじくたる思いを持っておられると思います。

そこで、今般奈良県が主体的にこの問題に取り組んでいただき、上流部では、雨水を溜める対策をしていただいていることに、大変喜ばしく、感謝いたします。

しかしながら、小泉苑団地の溢水問題は未だ解決に至っていません。住民の不安が解消されていない現状です。安堵町として関係機関と協力し、一日も早くこの問題を解決していただけますように尽力をお願いします。質問を終わります。

大星 成司 議員



### Q.明治150年記念事業について

### A. 各種の関連事業の展開により、安堵町をさらに元気な町にしてみたい

**問** 平成30年第1回安堵町議会3月定例会冒頭での森田議長の質問により、任期満了に伴う次期町長選に再選を目指して立候補するお考えを正式に表明され、2期8年の成果と今後の取組についてお話しき理解したところで。

本年度の事業の中で、特に明治一五〇年記念事業について、本町を全国にアピールする絶好の機会と考えられますので、記念事業に対してどのような取り組みられるのか詳しく伺います。

**答** 総合政策課長 ご存知のとおり、平成30年は明治元年から一五〇年に当たります。この機会に明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び日本の強みを再認識することは非常に重要なことであるため、各官房を中心に政府が一体となって「明治一五〇年」に向けた関連施策を推進することとなりました。

当町は明治維新前後、近世には多くの輝いた人材を輩出しており、その功績について「安堵偉人列伝」で、安堵町の魅力を内外に発信してまいりましたので正に本施策の集大成としてまたとない機会であると考え、早い時期から県、国に働きかけ交付金を取り付け最大限に活用したところで。

- 具体的には、
- 1 安堵の偉人に係る児童向け冊子製作事業
  - 2 安堵の偉人に係るアニメーション制作事業
  - 3 安堵の偉人に係る資料収集・調査事業
  - 4 天忠組市町村連携協議会事業
  - 5 町内外における明治期の安堵の偉人シンポジウム事業
  - 6 安堵風土記等図書刊行物制作事業
  - 7 明治期における安堵の偉人の記録作成事業(小説化)
- など日本の歴史上の2大開国は、大和朝廷と明治政府に

よってなされた歴史的事実から国の「明治以降の歩みを次世代に遺し、明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ」という方針のもと、国・県・関連市町村とも連携しながら施策を推進してまいり所存です。

**問** 説明をお聞きし安堵町としてもまたとない機会であると思います。

そこで明治一五〇年事業を踏まえ、町長は今後、安堵町をどのように導いていこうと考えておられるのか伺います。

**答** 町長 明治一五〇年事業につきましては、ただいま担当課長がご答弁申し上げたとおりです。

今こそ安堵町を発信する絶好の機会と考えています。その中でも町内外における明治期の安堵の偉人シンポジウム事業と、安堵の偉人の記録作成事業と、人気作家による小説の出版を進めており、私どもも大いに期待しているとこ

ろです。  
時を同じくして完成した聖徳太子のオブジェや、岡崎川の桜に係る事業などに加え、内水問題の処理、遊水地事業、地域の活性化と雇用の確保のための企業立地などを進めることで、さらに安堵町を元気な町にしてみたいと考えています。

**大星議員** 西本町長の安堵町に対する情熱が伝わりました。ここ最近、安堵町が度々メディアに取り上げられており、今が非常に重要な時だと思われまます。  
ぜひとも西本町長には、これまで以上に良い安堵町に導いていただければ幸いです。



# 議会新役員を選出

議長 (再任)



もりた ひとみ  
森田 瞳

副議長 (新任)



しまだ まさよし  
島田 正芳



やまおか さとし  
山岡 敏



あさの つとむ  
浅野 勉



おおほし せいじ  
大星 成司

- 総務産業建設常任委員会 委員長
- 文教厚生常任委員会 副委員長
- 議会運営委員会 副委員長
- 文教厚生常任委員会 委員
- 総務産業建設常任委員会 委員
- 議会運営委員会 委員
- 議会運営委員会 委員
- 総務産業建設常任委員会 委員



なかもと こういち  
中本 幸一



まつた かずよ  
松田 和代



おかた ひろあき  
岡田 裕明



たなか みきお  
田中 幹男



ふくい やすお  
福井 保夫

- 議会運営委員会 委員長
- 文教厚生常任委員会 委員長
- 総務産業建設常任委員会 副委員長
- 総務産業建設常任委員会 委員
- 文教厚生常任委員会 委員
- 議会運営委員会 委員
- 議会運営委員会 委員
- 総務産業建設常任委員会 委員
- 文教厚生常任委員会 委員
- 監査委員 (議会選出)

## 議会のうごき

### 第1回5月臨時会関連

4月23日 議案事前説明会

4月25日 議会運営委員会

5月7日 議員打合せ会

5月7日 本会議

### 第2回6月定例会関連

5月25日 議案事前説明会

5月25日 議会運営委員会

6月5日 議員打合せ会

6月5日 本会議 (開会日)

6月6日 本会議 (一般質問日)

6月8日 総務産業建設常任委員会

6月11日 文教厚生常任委員会

6月11日 全員協議会

6月13日 議会運営委員会

6月13日 議会広報編集部会

6月16日 議員打合せ会

6月16日 本会議 (閉会日)

7月6日 議会広報編集部会

7月12日 議会広報編集部会

## 次回の定例会 (予定)

8月25日 議案事前説明会

8月29日 議会運営委員会

8月31日 本会議 (開会日)

9月3日 本会議 (一般質問日)

9月5日 一般会計決算審査特別委員会

9月6日 特別会計等決算審査特別委員会

9月7日 総務産業建設常任委員会

9月10日 文教厚生常任委員会

9月13日 議会運営委員会

9月14日 本会議 (閉会日)

## 議会を傍聴しませんか 安堵町議会

開会予定については、安堵町ホームページ  
<http://www.town.ando.nara.jp/>  
『安堵町議会』において随時  
お知らせとして掲示させて  
いただいております。

お問い合わせ / 57-1511 (代表)  
(議会事務局 : 内線 522)